

## Supplementary Assessment Process (補足審査)関連参考資料について

豪州のSAPは、AACAの国際建築関係能力基準(NCSA01)を元を実施されます。NCSA01に関連する詳細な情報については、豪州アーキテクト認定協議会(AACA)のホームページの「Publications」の「The Competency Standard Booklet」の以下の資料(資料1)を参照してください。

### 資料1. The National Competency Standards in Architecture (NCSA 01) (アーキテクトの能力基準)

(概要)オーストラリアでアーキテクトとしての登録を行う際に求められる能力基準を記したもの。建築の専門分野においてアーキテクトとして活動をする際に必要とされる実務能力。

#### 【主な内容】

- ・ デザイン
- ・ 文書管理
- ・ プロジェクト管理
- ・ 実施管理

#### 【参考HP】

豪州アーキテクト認定協議会(AACA)のPublicationsのURL

→<http://www.aaca.org.au/publications.html>

また、下記に記す資料2, 3, 4は豪国のアーキテクト志願者向けの一般的な資料です。

### 資料2. a guide for candidates(NCSA 01/GC)(豪州アーキテクト志願者案内)

(概要)CBA(RAE、NPrA、APEの概要を含む)を経て登録に必要な過程を詳細に述べたもの。

#### 【主な内容】

- ・ 豪州でのアーキテクト登録手順
- ・ アーキテクトとしての技能について
- ・ APE(建築実務試験)概要
- ・ RAE(学歴資格の審査)概要
- ・ NPrA(AACAが学歴資格を補う為に年一回実施する審査)概要
- ・ 費用(AACAのウェブサイト参照)
- ・ NCSA01(アーキテクトの能力基準)(資料1と同じ資料)

#### 【参考HP】

豪州アーキテクト認定協議会(AACA)のPublicationsのURL

→<http://www.aaca.org.au/publications.html>

### 資料3. Reference Guide for APE Candidates(NCSA 01/REF/G)(APE 志願者への案内)

(概要)APE(建築実務試験)志願者のための参考となる情報資料集

#### 【主な内容】

- ・ 専門性について(歴史的・社会的状況、専門的な規則、代表団体)
- ・ 建設業(関係者・代表団体・国内経済における役割・構成、産業の法律)
- ・ コンサルタント(代表団体・選考・アポイントメント・例)

- ・ 建築業務における法令上の事項(契約・不法行為・アーキテクトの法律上の義務・紛争解決・著作権・保険)
- ・ 建築における実務(方法・アーキテクト雇用に関する事項・実務経験のさまざまな分類)

**【参考HP】**

豪州アーキテクト認定協議会(AACA)のPublicationsのURL

→<http://www.aaca.org.au/publications.html>

**資料4. Royal Australian Institute of Architecture(オーストラリア王立建築家協会)発行の  
Advisory Notes**

(概要)豪州のアーキテクトが実務を行う際に役立つ知識や情報を記したもの。

**【参考HP】**

Australian Institute of ArchitectureのAdvisory Notes(概要及び購読方法)

→ <http://www.architecture.com.au/i-cms?page=59>

なお、本資料にて紹介の資料は、豪国建築関係のHPを元に概要を記したものであり、詳細は上に記した各HPにて内容を確認してください。